

制 度 名	中山間地域等直接支払交付金	主管課名	農村計画課 農村活性化 G		
		問合せ先	029-301-4264		
目的・趣旨	農業生産条件の不利な中山間地域において、農業生産活動をとおして耕作放棄の発生防止と多面的機能を確保・発揮するため交付金を支援する。				
<p>[対象団体] 中山間地域 9 市町（日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，常陸大宮市，桜川市，城里町，大子町），農業者の組織する団体等（集落等）</p> <p>[対象事業] 1 市町村推進事業 市町村が行う推進活動，確認事務等に要する経費に対する補助 2 中山間地域等直接支払交付金 急傾斜等条件不利な農地を対象に，集落協定または個別協定に基づき，5 年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して，交付金を直接支払う。</p> <p>[補助要件等] 地域振興立法（山村振興法，過疎法，特定農山村法）に基づく指定地域並びに知事特認地域</p> <p>[対象経費] （対象事業 1）対象事業の実施に要する経費 （対象事業 2）下表の交付単価により，交付対象農用地面積に応じて交付</p> <p>[補助限度額等]</p>					
通常単価の 8 割水準	通常単価			加算措置	
集落協定等に基づき集落の将来像を明確化した活動計画の下で 5 年以上継続して行われる農業生産活動等	同左及び一定の要件の下での農用地保全体制の整備や農業生産活動等の継続に向けた地域の実情に即した活動を実施 （10a 当たり交付金単価） 急傾斜田（勾配 1/20 以上）： 21 千円 急傾斜畑（傾斜 15 度以上）： 11.5 千円 緩傾斜田（勾配 1/100 以上）： 8 千円 小区画不整形田： 8 千円 緩傾斜畑（傾斜 8 度以上）： 3.5 千円 急傾斜採草放牧地： 1 千円			集落連携・機能維持加算，超急傾斜農地保全管理加算  要件や地目に応じて 10a あたり，1,800 円～6,000 円を加算	
[経費負担割合]					
区 分		国	県	市町村	その他
1 市町村推進事業		1/2	—	1/2	—
2 直接支払交付金					
法指定地域		1/2	1/4	1/4	—
知事特認地域		1/3	1/3	1/3	—
[30 年度当初予算額]		[30 年度補助対象団体]			
45,421 千円		平成 30 年 8 月頃決定予定			
[備考]					